

「原子力発電所内部情報受付窓口」への通報内容と調査結果

処理番号	H19-3	受付	H19. 7. 5	調査依頼	H19. 9. 20	報告受領	H20. 3. 31
通 報 内 容							
発生等日時	現 定 検 中	発生等場所	柏崎刈羽原子力発電所 1 号機				
<p>○東京電力の定検に対する体制について、あまりに横暴すぎると感じ電話した。安全・信頼性よりも工程重視のスタンスは今も変わっていない。</p> <p>○定検用の当直と管理員の連絡が密に取れていないため、作業する方の協力企業に負荷がかかり過ぎている。</p> <p>○今回のデータ改ざん問題に絡み、当初計画していた定検内容に点検の追加とか設備を調べてほしいという要求が急遽入ったが、工程が変更・延長されない。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、疑問点を東京電力に確認すると、メーカーに確認するから待つて欲しいといわれ、作業が中断しているにもかかわらず工程期間が延びない。早く作業を終わらせろという圧力が、ヒヤリ・ハットにつながると思う。</p> <p>○本来は、東京電力が定検が始まる前にきちんと計画を作り、作業としてやるべきことをきちんと決めてから定検に入るべき。しかし、東京電力は、その都度見直しをして追加で指示をすれば良いという考えでやっている。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、中には現場の意見を聞かないグループがあったりして、現場が右往左往しているケースもあった。</p> <p>○計測制御関係を担当しているが、今回設計変更が2,000 件ぐらいもある。設計変更が主体で仕事をするというのはおかしい。</p> <p>○東京電力は、人員不足ということで、協力企業から人を借り上げている。このため協力企業では、空洞化現象が起き、作業員の質が低下している。</p> <p>○検査関係では、検査当日にならなければ要領書が出来上がってこなかったり、事前の説明会で誤り等指摘すると、手直しを検査当日に持ってくるようなケースがあった。</p>							

調 査 結 果

○ 定検工程及びコミュニケーションについて

定期検査及びコミュニケーションについて行き届かない面があり、ご指摘のようにお感じになられたということに鑑みて下記のとおり実施してまいります。

定期検査を実施するにあたっては、協力企業と共に定検毎に定検プロジェクトチームを組み、定検準備を計画的に行い、安全かつ信頼性が確保できるように工程の検討を進めてきております。定検中、工程変更がある場合には、協力企業他関係者にて工程調整会議を開催し、関係者間で調整をさせていただき、無理のない工程を保持するようこれからも徹底してまいります。

作業をお願いする上で、協力企業とのコミュニケーションは、作業安全・品質向上の確保の観点からも重要なことと考えております。定検にあたっては、各号機現場近傍に新たに定検事務所（サテライト）を設置し、当直定検グループと保全部員が常駐して業務を実施するようにいたしました。これにより、従来の事務本館と現場での電話を主体とした連絡方法から、直接対話による業務確認へ変更となったため、確実かつ短時間に作業内容確認が可能となり、協力企業とのコミュニケーションも向上して

いると考えております。

また、定検を取り仕切る保全部内ではオープンでフレンドリーなコミュニケーションの醸成のため、工事監理員が現場に赴き、作業班長および作業員に一声掛けることを実践しており、これからもコミュニケーションの向上につとめてまいります。

○ 東京電力の人員不足と協力企業の質の低下について

現在、協力企業においては、協力企業の業務に支障のない範囲で個々に期間を定め、当社への出向というかたちで、当社事業にご協力をいただいております。当社としてもこの形が決して恒常的なものとは思っておらず、社員数の増加と質の向上を図り、解消をはかっていく予定です。

○ 設計変更について

今回1号機第15回定検工事では、定検工事発注前に発生した他プラントの不適合対応として、温度検出器等の健全性確認（約1700件）、また、通常定検と異なり、法定計量単位の国際単位化（約2300件）、計器分解前の状態確認（約400件）等追加実施する必要が生じました。そのため、通常定検時に比べ設計変更が増加してしまいました。

他サイトの不適合にも迅速に対応することで、結果的に発電所の安全と信頼の向上が図られることになると考えております。定検工事にあたっては、工事实施内容と工程をよく検討し、工事発注を行うよう今後とも取り組んでまいります。不適合対応等でやむなく設計変更をお願いすることもあると思っておりますので、その際には何卒ご理解をいただきたいと思います。

○ 検査関係について

定期事業者検査では、検査方法、判定基準および検査手順を記載した検査要領書を作成しますが、要領書は検査員が作成し、定期事業者検査要領書は検査実施責任者の承認を得た後、検査関係者（検査員・運転員および協力企業の検査助勢員）の方へ事前配布することとしております。もし、事前配布した検査要領書に改訂が発生した時は、検査関係者に改訂版を検査開始前までに配布することとしております。

定期事業者検査制度が導入された当初では要領書の改訂が集中した時期もあり、ご不便をおかけすることもあったと思われませんが、現在では整備も進んできたところで。しかしながら、ご指摘も踏まえ、極力早く要領書が配布できるようにつとめてまいります。

当社といたしましては、定期検査の重要性に鑑み、安全であることはもちろんのこと、協力企業と協調して、改善に取り組んでいるところです。しかしながら、今だご指摘のとおり、十分でないところもあると考えており、いただいたご意見を真摯に受け止め、これからも改善につとめてまいります。